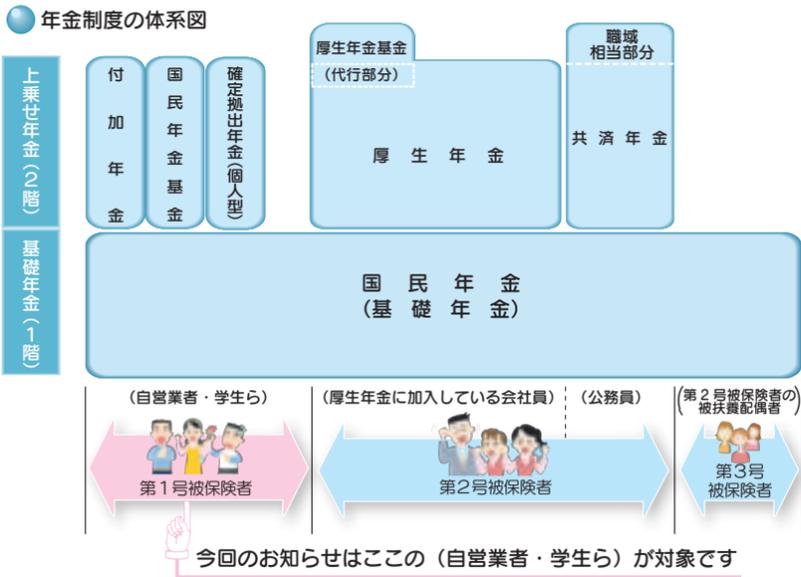


国民年金第1号被保険者のみなさんへ

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することになっています。今回のお知らせは、第1号被保険者（自営業者・学生ら）の人の対象の内容です。



今回のお知らせはこの(自営業者・学生ら)が対象です

年金制度の体系図

【保険料納付案内書を発送】
平成25年度分の「免除(全額、4分の3、半額、4分の1)」や「若年者納付猶予」が承認された人には、日本年金機構(東福岡年金事務所)から平成26年度の「国民年金保険料納付案内書」が7月上旬に発送されます。
*継続審査の対象になっている人は、発送されません
*就職して厚生年金や共済年金に加入している人は、国民年金の納付が不要です。

【保険料納付が困難な人は制度があるので申請を】
現在、保険料の納付が困難な人は、所得審査対象者の所得が基準以下であれば、「免除」「若年者納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用できます(右下表)。
【右下表①③共通事項】
*申請時に必要なもの
▽基礎年金番号が分かる

	①一般の免除申請	②若年者納付猶予申請	③学生納付特例
対象	国民年金保険料の納付が困難な人(学生を除く)	20歳以上30歳未満の人	20歳以上の学生
所得審査の対象	本人・世帯主・配偶者	本人・配偶者	本人
申請の年度単位	7月～翌6月		4月～翌3月
申請可能な期間	申請時点から2年1カ月前までの期間 (保険料納付の時効が成立していない期間が、免除等申請の対象期間)		

もの(年金手帳や保険料納付案内書)
▽印鑑(本人が申請する場合は不要)
▽代理人が申請する場合は、代理人本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
▽学生証(コピー可、③学生納付特例申請のみ必要)
*失業などで会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)を



市から

国民健康保険税特別徴収の通知書を7月中旬に発送

●対象 特別徴収(年金天引き)対象者で、次の全てに該当する世帯の世帯主
▽世帯主が国民健康保険(国保)加入者(年度途中で75歳に到達する人を除く)
▽世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
▽年金天引きの対象となる年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合わせて年金額の2分の1を超えない

持参。宗像市に転入してきた人は、審査対象年度の収入が分かる書類(所得証明など)を持参
●保険料の全額免除申請、若年者納付猶予申請、学生納付特例申請が承認された場合
上記申請の認定を受けている期間は、「滞納扱い」にはなりません。万一、障がいや死亡といった事態が生じたら

【平成26年度国民健康保険税額決定通知書】
●対象 平成26年4、6月支給分の年金から国保税が天引き(仮徴収)された人
*平成26年度の国保税は年6回(年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月)の年金天引きになります
【平成26年度国民健康保険税特別徴収開始通知書】
●対象 平成26年10月から特別徴収(年金天引き)が開始される人
*6月中旬に「平成26年度国民健康保険税納税通知書」を送付済み

【納付方法の変更ができます】
国保医療課窓口で口座振替への変更手続きができます。
●対象金融機関 福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州

銀行、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行
*年金天引きの停止には2カ月かかります
●持参品 キャッシュカード、国民健康保険証、印鑑
●問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係
☎(36) 1363

【子育て世帯臨時特別給付金】
7月1日(火)から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特別給付金」の申請書の受付が始まります。
対象者となる可能性のある人へ申請手続きに関する案内を送付します。
●申請期間 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
●提出方法 申請書を郵送
*詳細は同封の案内を確認してください
【臨時福祉給付金】
平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税者に扶養されている場合を除く)1人につき1万円
*年金や児童扶養手当など対象者は1万5000円

ある人へ申請手続きに関する案内を送付します。
●申請期間 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
●提出方法 申請書を郵送
*詳細は同封の案内を確認してください
【臨時福祉給付金】
平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税者に扶養されている場合を除く)1人につき1万円
*年金や児童扶養手当など対象者は1万5000円

【子育て世帯臨時特別給付金】
7月1日(火)から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特別給付金」の申請書の受付が始まります。
対象者となる可能性のある人へ申請手続きに関する案内を送付します。
●申請期間 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
●提出方法 申請書を郵送
*詳細は同封の案内を確認してください
【臨時福祉給付金】
平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税者に扶養されている場合を除く)1人につき1万円
*年金や児童扶養手当など対象者は1万5000円

手当の受給者/対象児童1人につき1万円
子育て世帯臨時特別給付金を申請する公務員
申請書などを勤務先で受け取り、子ども家庭課(西館1階)に申請する。
*7月中は市役所正面玄関ロビーに受付窓口を設置
【注意】
▽給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要(支給は1回のみ)
▽「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特別給付金」は併せて受給不可
▽生活保護制度の被保護者などは給付金対象外

【子育て世帯臨時特別給付金】
7月1日(火)から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特別給付金」の申請書の受付が始まります。
対象者となる可能性のある人へ申請手続きに関する案内を送付します。
●申請期間 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
●提出方法 申請書を郵送
*詳細は同封の案内を確認してください
【臨時福祉給付金】
平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税者に扶養されている場合を除く)1人につき1万円
*年金や児童扶養手当など対象者は1万5000円

▽「子育て世帯臨時特別給付金」は平成26年1月に中学3年生だった児童も含む
●問い合わせ先 宗像市コールセンター
☎0120(20)2629
▽臨時福祉給付金||保健福祉政策課
☎(36) 1308
▽子育て世帯臨時特別給付金||子ども家庭係
☎(36) 1151
●制度について
▽厚生労働省給付金に関する専用ダイヤル
☎0570(037)192

【子育て世帯臨時特別給付金】
7月1日(火)から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特別給付金」の申請書の受付が始まります。
対象者となる可能性のある人へ申請手続きに関する案内を送付します。
●申請期間 7月1日(火)～平成27年1月5日(月)
●提出方法 申請書を郵送
*詳細は同封の案内を確認してください
【臨時福祉給付金】
平成26年度分の住民税が課税されていない人(課税者に扶養されている場合を除く)1人につき1万円
*年金や児童扶養手当など対象者は1万5000円

宗像・福津コースを駆け抜ける「2014実業団女子駅伝西日本大会」

10月26日(日)

今年も「実業団女子駅伝西日本大会」を宗像市と福津市を結ぶコースで開催。西日本のアスリートが華々しく駆け抜けます。市民のみならずの温かい応援と協力をお願いします。

- 主催 三実業団(関西、中国、九州)陸上競技連盟
- *市、市教育委員会後援
- 日時 10月26日(日)9:00、宗像市役所(スタート・フィニッシュ)
- コース 6区間42.195km(詳細は市広報紙10月1日号に掲載予定)
- 参加実業団(予定) ワコール、ダイハツ、シスメックス、天満屋、十八銀行、九電工、TOTOなど16~17チーム

ボランティア募集

- 内容 沿道の交通整理、応援者整理など
- 対象 18歳以上の市民
- 募集人数 先着200人
- *詳細は申込後に連絡します
- 申込締切日 8月1日(金)
- 申込先 文化・スポーツ推進課

☎(36)1540
①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥メールアドレス(パソコン、携帯電話いずれも可)を明記して
☎(36)0270
✉bunka-sports@city.munakata.fukuoka.jp